告示

○国家公安委員会告示第三十号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第五条第五号の規定に基づき、国家公安委員会が指定する講習を定める件（平成十四年国家公安委員会告示第三十六号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十四年九月十日

国家公安委員会委員長　松原　仁

「新任運転適性指導員研修」の下に「又は取消処分者講習指導員（一般）研修」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○復興庁告示第四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年六月二十六日付けで認定した復興推進計画（三沢市復興推進計画（認定番号青森第二号））に係る指定金融機関を平成二十四年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十四年九月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番一号

○復興庁告示第五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年六月二十六日付けで認定した復興推進計画（三沢市復興推進計画（認定番号青森第二号））に係る指定金融機関を平成二十四年八月三十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十四年九月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名称　株式会社みちのく銀行

二　住所　青森県青森市勝田一丁目三番一号

○法務省告示第三百七十二号

兵庫県加西市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十四年九月十日

法務大臣臨時代理

国務大臣　川端　達夫

兵庫県加西市鍛治屋町二百五十九番地

河月　久

○法務省告示第三百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十四年九月十日

法務大臣臨時代理

国務大臣　川端　達夫

一　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
あけぼの化成株式会社	大阪府柏原市円明町七百四十一番地の一	プラスチック加工

二　対象となる者　平成二十四年九月十日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第三百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百七十七号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日

法務大臣臨時代理

国務大臣　川端　達夫

第一号の表中「被服製造」を「ニット製品製造」に改める。

第二号中「平成二十二年七月一日から平成二十四年十月十六日」を「平成二十四年十月十七日から三年を経過する日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年十月十七日から施行する。

○法務省告示第三百七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日

法務大臣臨時代理

国務大臣　川端　達夫

第二号イの表に次のように加える。

土谷ゴム化成株式会社	東京都江戸川区北小岩六丁目七番五号	プラスチック成形

○法務省告示第三百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日

法務大臣臨時代理

国務大臣　川端　達夫

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ブルージュ	岐阜県瑞穂市穂積七百八十五番地の一	婦人子供服製造

○法務省告示第三百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日

法務大臣臨時代理

国務大臣　川端　達夫

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社東北三之橋	宮城県伊具郡丸森町字寺内前五十一番地の一	機械加工、めっき
株式会社コジマプラスチックス	愛知県刈谷市井ケ谷町池之浦八十八番地	プラスチック成形

○法務省告示第三百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月十日

法務大臣臨時代理

国務大臣　川端　達夫

第二号イの表株式会社タカマサの項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社タカマサ	千葉県山武郡芝山町大台三千百五十五番地十七	鉄工

○外務省告示第三百二号

平成二十四年八月十三日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十六年三月三十一日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった「オモン火力発電所2号機建設計画」及び「南北鉄道橋梁（りょう）安全性向上計画」の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により、それぞれ平成二十九年四月三十日及び平成二十八年九月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十四年九月十日

外務大臣　玄葉光一郎